各種手続きはお早めに！

＜年末年始の業務案内＞

役場・各出張所は、12月28日㈯～1月5日㈰までお休みです。
年末年始の窓口は混雑が予想されます。各種手続きは、お早めに済ませるようにご協力ください。

平成25年 12/28(土) ▶ 平成26年 1/5(日)

この期間は役場・各出張所はお休みです

業務は年内27日㈮まで、年始は6日㈪から平常通り行います

※主な施設の年末年始のお休み期間は下記の表3をご覧ください。

年末年始のごみ収集の日程、急病になったとき、水道のトラブルなどに関するご案内

一般家庭ごみの収集

年末年始の一般家庭ごみの収集は表1のとおりです。1月1日㈬～1月5日㈰の期間は収集休業日になりますので、ご注意ください。

問環境課環境対策係（内216・217）

水道管の凍結にご注意ください

寒い日が続き、水道管が故障したり破裂したときは、指定給水装置工事事業者（表2）に直接ご連絡ください。

問上下水道課水道施設係（内252・253）

年末年始の急患取扱い

年末年始も休日診療所（15ページ下段参照）を開設しています。急患の際はご利用ください。また、休日診療所が時間外の場合は、次の連絡先にお問い合わせください。

■救急医療情報案内用電話番号
☎048（824）4199
※24時間体制で、病院・医院を案内します。

■入間東部地区消防組合消防本部
☎（261）6000

各施設の業務日程と戸籍などの届け

各施設の業務日程は表3のとおりです。

また、死亡届など戸籍関係の届け出については、年末年始のお休み期間中でも役場地下1階の日直室で受け付けます。

■表1：年末年始の一般家庭ごみ収集日程

	Aコース		Bコース	
	収集最終日（12月）	収集始業日（1月）	収集最終日（12月）	収集始業日（1月）
可燃ごみ	30㈪	6㈪	31㈫	7㈫
粗大ごみ 不燃ごみ	17㈫	7㈫	16㈪	6㈪
かん	27㈮	17㈮	26㈭	16㈭
びん ペットボトル	20㈮	10㈮	19㈭	9㈭
古紙類	24㈫	14㈫	23㈪	13㈪
容器包装 プラスチック類	25㈬	8㈬	25㈬	8㈬

■表2：年末年始の指定給水装置工事業者一覧

月日	工事店名	電話番号
12/28㈯	㈲谷合設備工業所	258-0882
12/29㈰	㈲冨田設備工業所	261-0167
12/30㈪	㈲斉藤水道工業所	251-1363
12/31㈫	㈲中町住設工業	258-3940
1/1㈬	㈲細谷設備	258-3692
1/2㈭	㈱菅原工業所	258-4541
1/3㈮	㈲善光設備	258-9101
1/4㈯	塩野建設工業㈱	259-0800
1/5㈰	㈲駒設備	04-2968-9783

■表3：主な施設の休日期間

休日期間	施設名
12/26㈭から1/4㈯まで	各公民館／図書館竹間沢分館
12/28㈯から1/5㈰まで	役場／各出張所／保健センター／精神障害者支援センター
12/28㈯から1/4㈯まで	中央図書館／歴史民俗資料館／コピスみよし
12/29㈰から1/3㈮まで	各児童館／総合体育館／運動公園／弓道場／テニスコート

平成26年度

税のお知らせ

平成26年度から個人住民税均等割額がかわります

問 税務課住民税係 ㊢132～134

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布され、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保のため、臨時措置として個人住民税の均等割の税率が引き上げられることになりました。

▶税率（期間は平成26年度から35年度までの10年間）

区分	現行	改正後（平成26年度から10年間）
町民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

平成26年1月1日から延滞金の割合がかわります

問 税務課管理係 ㊢126・127

国税の見直しに合わせ、平成26年1月1日以降の期間に対応する町税にかかる延滞金と還付加算金の割合を次のとおり見直すことになりました。

▶改正の内容

①延滞金の割合…特例基準割合に年7.3%を加算した割合になります。（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、特例基準割合に年1%を加算した額）

②還付加算金の割合…特例基準割合とします。

▶特例基準割合の定義

【現行】各年の前年11月30日を経過するときにおける商業基準割合に、年4%を加算した額。

【改正後】各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規短期貸出約定平均金利の平均に年1%を加算した割合。

		本則	現行特例（注1）※現行の特例は、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの延滞金に適用	現行基準による平成25年中の割合
延滞金	納期1か月経過後	14.6%	なし	14.6%
延滞金	納期後1か月以内	7.3%	特例基準割合	4.3%
還付加算金		7.3%	特例基準割合	4.3%

↓

		改正後の特例（注1）	【参考】改正後の基準による平成26年中の割合（注2）
延滞金	納期1か月経過後	特例基準割合+7.3%	9.3%
延滞金	納期後1か月以内	特例基準割合+1%	3.0%
還付加算金		特例基準割合	2.0%

（注1）特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。
（注2）特例基準割合を「国内銀行の新規短期貸出約定平均金利（1.0%）＋1%＝2%」として算出しています。

川越税務署から各種説明会の開催などのお知らせ

問 川越税務署 個人課税第1部門 ☎049-235-9411 ※自動音声案内で「2」を選択

青色申告・白色申告、消費税の申告が必要な人を対象に、決算書の作成方法、収支内訳書の作成方法、消費税の計算方法や申告書の書き方などの注意点について説明会を開きます。（午前は9：30～11：30、午後は13：30～15：30）

■平成25年分説明会の日程等

日程	時間	内容	会場
12/2㈪	午前	青色申告決算説明会（事業所得）	川越市市民会館
12/5㈭	午後	青色申告決算説明会（事業所得）	富士見市立市民総合体育館
12/9㈪	午前	青色申告決算説明会（事業所得）	川越市市民会館
12/9㈪	午後	青色申告決算説明会（不動産所得）	川越税務署（4階会議室）
12/10㈫	午前・午後	白色申告決算説明会（午前：不動産所得 午後：事業所得）	川越税務署（4階会議室）
12/11㈬	午後	白色申告決算説明会（事業所得）	川越税務署（4階会議室）
12/12㈭	午前	消費税説明会（簡易課税）	川越税務署（4階会議室）
12/12㈭	午後	消費税説明会（一般課税）	川越税務署（4階会議室）

ご注意ください

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大します。個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得が生ずべき業務を行う全ての人（所得税の申告が必要ない人を含む）について平成26年1月から同様に必要となります。

【e-Taxメール会員募集中】関東信越国税局e-Tax（e-taxinfo@kat.nta.go.jp）にPCから空メールを送信。
※携帯電話のメールアドレス不可